

# 官報

大蔵省印刷局発行

## 目次

### 〔省 令〕

- 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部三)
- 厚生大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び厚生大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する省令(厚生四)
- 簡易郵便局規則の一部を改正する省令(郵政一)

### 〔告 示〕

- 海上における射撃試験を実施する件(防衛庁一七)
- 日本国に帰化を許可する件(法務二七、二八)
- 教科書の定価認可基準の一部を改正する件(文部四)
- 短期大学の名称を変更する件(同五)
- 著作者の実名登録の件(文化庁一)
- 中小企業信用保険法第一条第三項第一号の事業者を指定する件(通産三七)
- 甲種電気用品の型式に関する件(同三八、四〇)
- 航路標識に関する件(海上保安庁二九、三一)

一 二 四 四 五 七

- 盲人用の録音物及び点字用紙を発売することができる点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設を指定する件の一部を改正する件(郵政二八)
- 郵便振替小切手払の取扱郵便局の件(同二九)
- 道路に関する件(建設一〇五、一〇八)
- 町の境界変更の件(自治一〇)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 総理府 法務省 外務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

- 第一種大規模小売店舗に関する公示(通商産業省)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(同)
- 法 務
- 公聴人任免(法務省)
- 公聴会
- 原子力委員会専門部会等の開催に関する公示(原子力委員会核融合会議)
- 特定ガス供給約款の設定の認可に係る公聴会の開催(関東通商産業局)
- 第一種大規模小売店舗における小売業に関する公示(大規模小売店舗審議会)

三 九 九 八 二 二 二 三 三 三 三

### 〔公 告〕

### 諸事項

- 官庁 第三者所有物の没収、財団関係 裁判所
- 相続、禁治産、準禁治産、公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生関係
- 特殊法人等
- 阪神高速道路公団工事開始、都市基盤整備公団関係
- 地方公共団体
- 公債抽せん(東京都区)、解散命令、違法駐車車両保管、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
- 会社その他

### 省 令

○文部省令第三号  
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条及び第八条並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第十条及び第十三条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十二年一月二十一日

文部大臣 中曽根弘文

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

(学校教育法施行規則の一部改正)

第一条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 校長(学長及び高等専門学校)の校長を除く。の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)を有し、かつ、次に掲げる職(以下「教育に関する職」という。)に五年以上あつたこと
- イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の校長の職
- ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、助教、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員(以下本条中「教員」という。)の職
- ハ 学校教育法第一条に規定する学校の仕事職員(単純な業務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。)、実習助手、寮母及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- ニ 学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の校長の職

ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、助教、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員(以下本条中「教員」という。)の職

ハ 学校教育法第一条に規定する学校の仕事職員(単純な業務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。)、実習助手、寮母及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。)の職

ニ 学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職